

障害一時金

1 受給資格

公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であったものが退職した場合において、その退職の日（その傷病について療養の給付、特定療養費等の支給開始後5年を経過しない組合員が退職の日後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後5年を経過するまでの間にその傷病が治った日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日。この1において同じ。）に、その傷病の結果として、地方公務員等共済組合法施行令別表第二に定める程度の障害の状態にあるときにその者に支給します。

なお、退職日に次の(1)から(3)のいずれかに該当する者には、障害一時金は支給されません。

- (1) 地方公務員等共済組合法による年金である給付の受給権者（障害状態に該当しなくなった日から3年を経過した障害共済年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）を除く。）
- (2) 国民年金法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付等の受給権者（障害状態に該当しなくなった日から3年を経過した障害基礎年金又は障害厚生年金等の受給権者（いずれも現に障害状態に該当しない者に限る。）を除く。）
- (3) その傷病について地方公務員災害補償法の規定による通勤災害による障害補償又はこれに相当する補償を受ける権利を有する者

2 障害一時金の額

- (1) 障害一時金の額は、次のア及びイに掲げる金額とされています。

ア 厚生年金相当部分

(平成15年3月31日までの期間) 平均給料月額 × 7.125/1,000 × 平成15年3月までの組合員期間の月数 × 200/100
--

(平成15年4月1日以後の期間)

平均給与月額 × 5.481/1,000 × 平成15年4月以後の組合員期間の月数 × 200/100

イ 職域年金相当部分

(平成15年3月31日までの期間)

平均給料月額 × 1.425/1,000 × 平成15年3月までの組合員期間の月数 × 200/100

+

(平成15年4月1日以後の期間)

平均給与月額 × 1.096/1,000 × 平成15年4月以後の組合員期間の月数 × 200/100

(注)1 組合員期間の月数が300月未満のときは、300月として計算する特例があります。

2 厚生年金相当部分の合算額が、581,000円より少ないときは、581,000円とします。

(2) 給付乗率については、平成12年改正によって、従来の給付について5%適正化をし、給付水準を抑制することとされましたが、経過措置として、制度改正前の旧給付水準(給料再評価率を平成6年改正時のものに固定し、5%適正化を行わない水準)を保障することとしています。

また、平成16年の法改正による経過措置として、物価スライド特例により嵩上げされた年金額の水準(特例水準の年金額)が、上記の年金額の水準を上回る場合には、特例水準の年金額を保障することとしています。

なお、この特例水準の年金額についても、平成12年改正後の年金額の給付水準(給与(給料)は平成11年水準とし、給付乗率は5%適正化後)と平成12年改正前の年金額の給付水準(給与(給料)は平成6年水準とし、給付乗率は5%適正化前)を比較し、いずれか高い額となっています。